

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護
グループホーム 「みんなの家」
重要事項説明書

1 事業の目的と運営方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において家庭的な環境のもとで入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。また、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業者概要

事業者名称	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム「みんなの家」
法人名	社会福祉法人 いわうみ会
代表者名	理事長 畑中さゆり
所在地	島根県浜田市熱田町 1227 番地 TEL 0855-25-5151 FAX 0855-25-5152
設立年月日	平成 25 年 2 月 4 日

3 施設概要

施設の名称	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護 グループホーム 「みんなの家」
管理者名	右田 麻記子
開設年月日	平成 25 年 8 月 1 日
保険事業者指定番号	島根県 事業所番号 3290700131
所在地	島根県浜田市熱田町 1227 番地 TEL 0855-25-5151 FAX 0855-25-5152

居室の概要	個室 9 室×2 ユニット（計 18 室） 全室洗面付
利用定員	さくらユニット 9 人 つつじユニット 9 人
共用施設の概要	台所 食堂兼リビング 浴室 静養室 トイレ
防 犯 防 災 設 備 避難設備等の概要	自動火災報知器 スプリンクラー設備 消火器 非常口 誘導灯 防災カーテン使用 防火壁 ガス漏れ探知機
損害賠償責任保険加入先	日本興亜損害保険
第三者評価の実施状況	評価機関 (株)コスモブレイン 調査日 令和 6 年 12 月 3 日 情報開示 令和 7 年 2 月 3 日

4 職員体制

職員の職種	人員	職務内容及び保有資格
管理者	常勤 1 介護業務兼務	業務の管理及び職員等の管理を一元的に行います。
計画作成担当者	常勤 1 介護業務兼務	介護支援専門員 1 名 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 各施設、病院等との連絡・調整を行います。
介護従事者	常勤 19 非常勤 1 さくらユニット 10 名以上 つつじユニット 9 名以上	介護福祉士 11 名 介護計画に基づき利用者に対し必要な介護及び支援を行います。

5 勤務体制

早出	7:30~16:30	ご利用者の状態により勤務時間を変更することがあります。
日勤	8:30~17:30	
	9:30~18:30	
	9:00~14:00	
	9:30~15:30	
遅出	10:00~19:00	
夜勤	16:30~ 9:30	

6 入退居

- ① 要介護者であって「認知症」の状態にある高齢者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない方を対象とさせていただきます。
- ② 利用申し込みの際し、主治医の診断書等により「認知症」の状態にある高齢者であることを確認させていただきます。
- ③ 利用者の入退居については、医師の判断等により入院治療を必要とする場合及び利用者に対し必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な他の介護保険施設・医療機関を紹介する等の必要な措置を講じます。
- ④ 利用者のご家族等による利用契約締結の代理や援助が期待できない場合については、関係市町村と連携し成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用に努めます。
- ⑤ 利用者の退居に際しては、適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業所等へ情報の提供及び保健・医療・福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ⑥ 病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後 3 月以内に退院する事が見込まれる時には、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居する事ができる体制を確保することに努めます。

7 サービスの内容

種 類	内 容
(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画書の作成	・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従事者と協議の上、援助の目標、該当目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画書の作成をします。

食事の提供と介助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎食バランスの摂れた食事を提供します。 (食材費は別紙料金表を参照) ・ 食事は食堂で摂っていただきます。様態によっては居室でも可能です。 ・ 日常生活の機能訓練として、できる方は共に調理を行います。 ・ 食事時間は 朝食 7:30~ 昼食 12:00~ 夕食 17:00~
排泄介助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行います。また、排泄の自立にむけ適切な援助をします。 ・ プライバシーの配慮も行います。
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の身体状況に応じ、適切な介助・援助を行います。 ・ 原則として週2回以上の入浴としますが希望に応じて、毎日の入浴をすることも可能です。 ・ 入浴日の選択や清拭も行います。 ・ プライバシーの配慮も行います。
着替え・整容の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎朝夕に着替え、生活リズムを整え、メリハリのある生活に配慮します。 ・ 個人の尊厳を尊重し、適切な整容が行えるように支援します。 ・ シーツ等の交換は週に1度の交換を行います。汚染があれば随時交換します。
健康管理及び機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身機能が低下しないよう日常生活の中で活動できるよう支援します。 ・ ご本人に合った機能訓練に取り組んでいきます。 ・ 利用者の健康管理に努め、また、必要に応じて受診・治療も可能です。(家族同行) ・ 緊急時については後述によります。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者及びそのご家族からの相談については、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

* 上記のサービスは、利用者の介護報酬の告示金額となっておりますが、これとは別に利用料金をいただくものもあります。別紙利用料金表をご覧ください。また、特別なものがあればご相談下さい。

* 持込みの寝具類等のご家族の管理とします。

* 季節の衣替え、衣類や日用品の管理はご家族で補充とします。但し、遠方や諸事情のある方は相談に応じます。

8 利用者の権利

* 当施設は、対話を大切にし、利用者及びご家族の意向に沿ったその人らしい暮らしを支援します。

* 趣味や特技を生かせる生活ができるように配慮します。

* プライバシーに配慮し、安心と信頼に向けた関係づくりを目指します。

9 相談・要望・苦情等の窓口

提供されたサービスに関する相談・要望・苦情等は下記の窓口までお申し出ください。

グループホーム みんなの家	管理者 右田 麻記子 電話番号 0855-25-5151 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
浜田市役所 高齢障がい福祉課 高齢者福祉係	浜田市殿町 1 番地 Tel 0855-25-9320 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
浜田地区広域行政組合 介護保険課	浜田市殿町 1 番地 浜田市役所北分庁舎 1 階 Tel 0855-25-1520 Fax 0855-25-1506 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
江津市役所 高齢者障がい者福祉課 高齢者福祉係	江津市江津町 1016 番地 4 Tel 0855-52-7480 Fax 0855-52-4512 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
島根県 国民健康保険団体連合会	松江市学園 1 丁目 7 番地 14 Tel 0852-21-2811 Fax 0852-61-9051 月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時
島根県 運営適正化委員会	松江市東津田町 1741 番地 3 Tel 0852-32-5913 Fax 0852-32-5994 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
第三者委員	花坂 定美 浜田市片庭町 95-1 Tel 0855-22-3959 (自宅) 佐多 宗 江津市渡津町 213 番地 Tel 0855-22-1406 (勤務先)

* 苦情処理の手順

① 苦情の受付

苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けます。その際、次の事項を書面に記入し苦情申出人に確認します。(内容、希望、第三者委員会への報告の要否、第三者委員の話し合いへの立ち合い要否など)

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者は、受理した苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告します。

③ 苦情解決に向けての話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。

10 利用料金

利用料金は「料金表」をご覧ください。

1 1. 料金の支払い方法

月末で精算し、毎月 10 日までに請求します。当月の 15 日までに現金または指定銀行口座振替にてお支払い下さい。また事業者は、料金の支払いを受けたときは領収書を発行します。再発行はいたしませんので大切に保管して下さい。

※負担割合証の確認

一定以上所得者の利用者負担割合は 2 割（平成 27 年 8 月から）及び、3 割（平成 30 年 8 月から）となっています。

負担割合証の確認にご協力下さい。（有効期間は当該年度の 8 月 1 日から翌年度の 7 月 31 日、毎年更新されます。）期間途中の負担割合証の更新・差し替えがありましたら速やかにお知らせ下さい。

1 2 協力医療機関

山根病院	浜田市熱田町 1517 番地 1	0855-26-0688
国立病院機構 浜田医療センター	浜田市浅井町 777 番地 12	0855-25-0505
ながの歯科医院	浜田市熱田町 796 番地 4	0855-27-0585

* 入院手続きについては、入院予定となっている場合はご家族様対応です。緊急時には早急にご家族様に連絡致します。

* 入退院の送迎に関しては、基本的にはご家族様による送迎とします。ご都合がつかず施設への対応をご希望の場合は、ご相談に応じます。

* 入院中の対応は、ご家族様とします。但し、ご都合のある方は、ご相談に応じます。

1 3 緊急時の対応

* サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合には速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。ご家族にも早急にご連絡致します。

1 4 利用者が重篤化した場合の対処方法

* 利用者が重篤化したときの対応をどうしたいのか、ご家族の意向を確認します。

* 利用者が入院した場合、主治医及び家族と情報交換を行い、今後の方針の決定を行います。

1 5 事故発生時の対応

* サービスの提供により事故が発生した場合は、ご家族・市町村・医療機関等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、損害すべきものである場合には、損害賠償を行います。

16 非常災害時の対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）氏名：（ 森山 正志 ）

- ② 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に避難するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年4回）

17 秘密保持

* 事業者及び従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。
* 利用者の個人情報を用いる目的は「個人情報使用同意書」のとおりです。

18 サービス利用に当たっての留意事項

来訪・面会	来訪者は、その都度必ず職員に届出て下さい。 面会の時間は9時～16時とさせていただきます。 3日前の予約制、3名までの面会者とさせていただきます。
外泊・外出	行き先と帰宅予定時間を職員に申出て下さい。 その際に届出に記入をして頂きます。 外泊・外出については3日前の申出をお願いします。 外泊中に帰宅予定時間の変更があれば速やかにご連絡下さい。
喫煙・飲酒	施設内での喫煙はお断りします。 飲酒はお断りします。但し、管理者が認めればこの限りではありません。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の使用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。
迷惑行為	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 利用者同士のいさかい・トラブルは慎んで頂くよう配慮します。 また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入ることも同様です。
金銭管理	利用者預り金管理規程により金銭管理をいたします。
所持品の管理	入居時に所持品は全て記名をお願いします。（小物等も全て所在不明時にトラブルとなります）随時、持ち込み品もお願いします。 貴重品の持ち込みについては利用者預り金管理規程により管理します。

飲食物の持ち込み	飲食物の持ち込みについては、利用者の健康管理・衛生管理上お断りしています。持ち込みの飲食物は、ご家族の責任の範囲としてされるようにお願いします。また、ある一定の日時が経過した飲食物は、施設にて判断し処分します。
宗教・政治活動	施設内で他の利用者に対する、宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	ペット（爬虫類も含む）の持ち込みはご遠慮下さい。
謝礼・贈り物	ご利用いただく皆様方に余分な負担をお掛けしないという趣旨から、謝礼・贈り物等については、堅くお断りします。

19 身体拘束の禁止

- * サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録し、保存します。

20 虐待防止

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止の為の指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、該当事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

令和 年 月 日

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

社会福祉法人 いわうみ会
グループホーム みんなの家

説明者 氏名 _____ 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスについて重要事項説明を受け、これらを十分に理解した上でサービス提供の開始について同意します。また、情報提供についても同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者代理人 住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄)

利用者家族 住所 _____

(身元引受人)

氏名 _____ 印 (続柄)

個人情報使用同意書

社会福祉法人 いわうみ会が、利用者及び利用者家族の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている利用者及び利用者家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用・提供・または収集する事に同意します。

1 利用目的

[施設内]

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る当事業者の管理
 - ・入退居・入退院の管理
 - ・会計・経理
 - ・介護事故等の報告
 - ・介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供]

- ① 他の介護サービス事業者との連携・照会への回答
- ② 利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ③ 家族等への心身の状況説明
- ④ 介護保険事務の委託（介護認定調査等）
- ⑤ 審査支払機関への診療報酬明細書の提出
- ⑥ 審査支払機関又は保険者からの紹介・回答
- ⑦ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

[上記以外]

- ① 介護サービスや業務の維持・改善のため
- ② 施設等において行われる実習生・研修生への協力
- ③ 施設内において行われる事例研究
- ④ 外部審査期間への情報提供
- ⑤ 施設内での写真掲載
- ⑥ 通信等のご家族への配布
- ⑦ 地域への通信の回覧・配布

2 利用期間

契約期間開始時から契約終了時まで。

3 条件

- ①個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることの無いように細心の注意を払うこと。
- ②個人情報を使用した会議、相手方、内容などの経過を記録しておく。
- ③利用者及び家族より、個人情報の開示、訂正、使用停止および消去の請求があった場合には、法令に基づき速やかに対応いたします。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者代理人 住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄)

利用者家族 (身元引受人) 住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄)